

労働関係法令の遵守が確認できなかった事業者等の公表について

年 月 日

丹波篠山市公契約条例第15条の規定により、次のとおり公表します。

事業者の氏名・住所 （法人にあつては、名称及び代表者 名並びに主たる事務所の所在地）	
公表の対象となる事実及び適用条項	
公契約に係る業務の名称	
公契約に係る業務に係る 契約又は指定の期間	
公表に至った経過	
備 考	

- 1 事業者の公表は、適正な措置を講じたと本市が確認できるまで行います。
- 2 1にかかわらず、次に掲げる事業者は、適正な措置を講じた場合であっても、3か月間は公表を行います（3か月を超えても適正な措置を講じたと本市において確認できない場合は、適正な措置を講じたと本市が確認できるまで公表を行います。）。
 - (1) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書を提出した者
 - (2) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出した者
 - (3) 虚偽の措置結果報告書を提出した者
 - (4) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届又は措置結果報告書に関し、本市からの説明等の要求を拒み、又は虚偽の説明等を行った者
- 3 公表中の事業者に対しては、本市から公契約に係る業務を発注しません。
- 4 公契約に係る業務を行う事業者（下請負者等を含む。）は、公表中の事業者と下請負等契約を締結しないようにしてください。
- 5 公契約に係る業務を行う事業者は、下請負等契約を締結しようとするときは、下請負者等に対し、公表中の事業者と契約を締結してはいけない旨知らせてください。